

# 担い手農業者との意見交換概要

令和3年3月 公益財団法人 群馬県農業公社

担い手農業者から寄せられたご意見及び機構からの回答のうち、代表的なものを記載しています。

## 1 県認定農業者協議会役員会で農地中間管理事業に関する意見交換

(R2.8.4 参加人数30人)

Q1 農地中間管理事業を利用して貸借した農地には看板を立てるなど、目に見える形で広報して欲しい。「ここが農地中間管理事業を利用して集積した農地」だと他の農家の人にも紹介できる。

A1 これまでのパンフレットやテレビ・ラジオ・新聞等に加え、ホームページや動画投稿サイトなど、インターネットを活用した広報に取り組み始めた。制度の周知・利用促進については、引き続き取り組みたい。また、個別農地への看板の設置については、今後の研究課題としたい。

## 2 A町担い手農家との農地中間管理事業に関する意見交換

(R2.8.5 参加人数6人)

Q1 補助事業の要件に利用権の設定が必須であるが、税の軽減や協力金などが受けられるのであれば、利用権よりも農地中間管理事業を利用した方がメリットがある。

A1 メリット等を説明することで地主等の理解・協力が得られれば、農地中間管理事業が利用しやすくなるのではないかと。公社としても協力していきたい。

## 3 B地区人・農地プラン集落座談会で農地中間管理事業に関する意見交換

(R3.1.15 参加人数18名)

Q1 狭小、不整形、畦畔の大きな農地などは使いにくい。基盤整備などの対策で使いやすくないと取り残されてしまう。

A1 地域の話し合いの中で課題などを整理いただき、対策について市町村等と検討いただきたい。

(農業公社では、耕作放棄地の再生作業・農地の改良作業を受託している。)

## 4 C地区人・農地プラン集落座談会で農地中間管理事業に関する意見交換

(R3.3.3 参加人数17名)

Q1 農地中間管理事業への切り替えは、利用権の更新のときでよいのか。

A 1 メリット措置もあるため、円滑な移行をお願いしたいと考えている。

Q 2 - ① 農地中間管理事業を何度も利用してきたが、最近「良い農地だ」と思い借入の相談に行っても、すでに相手が決まってしまうことが多い。情報提供が遅いのではないか。

Q 2 - ② 条件の良い農地は相対で借受者が決まってしまうため、貸付希望農地に条件の良い農地が出てこない。借り手が見つからない農地を出してくる。

A 2 ホームページなどで随時情報提供しており、速やかな更新に努めているところだが、ご要望にお応えできずに申し訳ない。更に努力していきたい。

条件の良い農地は早くに借り手が決まってしまうため、ホームページ等で随時情報確認いただけるようお願いしたい。

## 5 D地区人・農地プラン集落座談会で農地中間管理事業に関する意見交換

(R3. 3. 17 参加人数21名)

Q 1 地域外の法人に貸した農地が、十分に管理されていない。雑草が繁茂し、隣で耕作する者としては困っている。

A 1 まずは、すぐに農業委員会等へ相談いただきたい。農業公社としても、農地の適正管理について注意喚起したい。

## 6 その他の意見

- ・相続放棄による耕作放棄地があるが、復旧に多額の費用がかかるため手をつけられない。
- ・新規就農者も定着しつつあるが、米麦の場合、機械等で多額の費用が必要になる。補助事業等による支援をお願いしたい。
- ・地区の担い手だけでは対応しきれない。地域外からも借り手を募る必要がある。
- ・施設園芸や酪農が中心の地域では農地が余ってしまう。
- ・山に近い農地は鳥獣害があり、利用するには電気柵の設置が必要となる。また、山の木が高くなると農地に影ができてしまうため、借りるのは難しい。
- ・法人が解散した。農地の半分は工業団地造成で買収される。残った農地は借り手を探したい。
- ・白地の農地がすぐに太陽光発電施設に転用されてしまい、規模拡大しようとしてもできない。転用の許可は慎重に行ってもらいたい。
- ・農地を守って一生懸命に農業してきた人に対して、開発で農地を売った人が今頃になって「農地を守れ」などと言っている。農地を守ってきた人や地域には手厚い支援をお願いしたい。